

平成 26 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 26 年 6 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	- 君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

8 番	中村三千人君	29 番	小堀田幸一君
32 番	松川兼光君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 31 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 32 号 非農地通知書交付申請について

日程第 7 議第 33 号 平成 26 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画につ
いて

日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 26 年第 6 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。梅雨の合間の晴れ間ということでお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。六次産業化に取り組む法人 2 か所ございますが、1 ケ所は今日の議案にも挙がっており、皆さんも新聞等でご存じと思いますが天草大王をイスラム圏へ販売するための処理する法人で、イスラムのハラールという認証を得られたということと、もう 1 ケ所は養蚕をしたいという事業所です。京都の西陣が日本の生糸を欲しがっているということです。六次産業というのは、農家の人でもやろうと思う気持ちがあれば半額位の助成が出るようでございます。以上です。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 8 番中村委員、29 番小堀田委員、32 番松川委員の 3 名から欠席の届出が出ております。なお、19 番松本カツエ委員が先日の本渡五和農協の総会で理事ではなくなりましたので、農業委員を失職されました。後任につきましては、本渡五和農協からそういう通知がくるとは思いますが、まだ提出されていません。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、9 番、小松信男委員、10 番、江良邦勝委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 845 ㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 34 ㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に

照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、柿を栽培される計画です。

3番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑104㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、柿を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。御所浦町の譲受人は、御所浦町の譲渡人より、御所浦町の田1,719㎡、畑27,174㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

5番について説明します。倉岳町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、倉岳町の畑204㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。まず場所ですが、佐伊津の北側、本渡の方から行けば一番奥になるわけですが、金ヶ丘の交差点がありましてそこから隅田川に沿って西へ行ったところにある農地になります。2筆ですが、水田を作っていました。譲渡人と譲受人の自作地相互の交換ということでございまして、事務局説明のとおり水稻を作るということでございまして別に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。場所は五和支所から南東方面に1キロ程のところに位置します。譲受人は公務員でありますけれど、母親と嫁さんとで勤めながら農業をされております。今度の案件は34㎡と狭い土地でありますけれど、柿を栽培されるということで特別問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○15番(山下和弘君) 15番、山下です。3番について説明致します。場所は五和町手野と城河原の境のところにあります交流センターおおくすから入っていったところの地区にあります。ただいま事務局から説明がありましたとおり、柿を栽培されるということで、譲受人は後継者もおり何も問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○37番(平岡秀樹君) 37番、平岡です。4番について説明致します。場所についてですが、御所浦町に御所浦島、その次に大きい島、牧島があります。その牧島の中央にあります。御所浦では珍しく海が見えないところでございます。譲渡人と譲受人はご兄弟でございまして、譲渡人の農業以外の仕事が忙しくなってきたので、譲受人に譲りたいということで贈与したいということです。現地確認にいったところ草を刈ってありました。何等問題はないと思いますけれど、よろしくご審議をお願い致します。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。5番について説明致します。場所は倉田町に入りまして宮田第一トンネルより少し手前の国道より上でございます。現在譲受人が借りて野菜を作っているところです。なにせ道路がないということで譲受人の田を通ってから申請地に行かないといけないところになります。経営規模拡大ということで贈与したいということです。何等問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 1番について説明します。五和町の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、五和町の田189㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で原則許可できませんが、農地法施行規則第35条の第5号の規定にあります「既存施設の拡張」に該当し、例外的に許可できるとなっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成しパネルを設置してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番の森本です。1番について説明します。場所は鬼池港付近より1キロ程南に入ったところになります。資料④の1ページにありますように、隣接地は申請者の父親名義の雑種地がありまして、そこに既に太陽光パネルが設置してありますので始末書が提出されています。申請地は太陽光パネルの増設地になります。隣接地の同意書も添付してありなんら問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。五和町の申請人は、既存の水路を廃止し新たに整備したいため、有明町の田 69.07 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。2番についてご説明申し上げます。ただいま事務局から説明がありましたとおりですけれども、前方スクリーンをご覧ください。写真にありますように申請地は有明町小島子にあります国道沿いの病院のすぐ西側になります。国道の下に水田がありまして、管理をされる方は五和の方で野菜とか米、お茶の生産と加工をされている経営農家でございます。約6年前までは荒れていましたけれども、水稲、野菜を作っていたのを覚えています。しかし水路が悪く、国道からの排水が溢れ、作物を作れないということで今回新たに水路を整備する計画です。これについては、関係機関の県と市水産課と協議済みです。それでなにも問題ないと思いますが、ご審議をよろしく願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。河浦町の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、河浦町の畑2筆 143 m²を転用したいというものです。なお、転用面積以外の宅地等を含む総事業面積は、752.35 m²で、太陽光発電パネル 255枚、発電量は約51キロワットの計画となっております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。3番についてご説明致します。事務局から説明がございましたが、現在申請地の近くに砂防ダムが建設中であり、工事に伴って発生する残土で埋め立て、太陽光発電施設を設置し転用する計画であります。場所は旧富津小学校から東方向へ約1キロ奥まったところになります。世界遺産登録関係の重要文化的景観地域における行為の届もされており、周囲の農地への被害が生じないよう万全を尽くすということであります。なお、法に不慣れなため無断で埋め立てしたことについて始末書が添付してあります。隣接地の同意と地区の区長さんの排水同意もありますので、問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしく願います

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。志柿町の申請人は宅地拡張するため、志柿町の畑313㎡のうち124.2㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に増築し転用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番についてご説明致します。場所は瀬戸のループ橋から下浦の方へ1キロ位行った山の付け根にございます。昭和63年頃から子どもと同居することになりその時から家を拡張しており、始末書が添付されております。金融機関に融資を受ける手続きの中で、農地のままであることが判明したとのこと。周囲の農地の同意も付けてあります。区長の排水同意もあります。特別問題ないと思いますけれど、よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の借受人は食鳥処理施設を建設するため、本渡町の貸渡人から本渡町の田1,619㎡、畑953㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に施設や事務所が建ててあるため始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。先ほど挨拶の中でも申し上げましたように、農事組合法人を作りまして、イスラム市場へのハラール天草大王の生産販売をしていくことになり、その食鳥の処理施設を建設したいという申請でございます。天草大王は東京の会社を通じてイスラム市場へ出荷されます。以前からある養鶏場の処理施設も今回利用しますが、転用許可を受けていなかったということで始末書が添付されています。生活排水・汚水は市の下水道へ接続。雨水は側溝を通じて川へ放流。処理場排水は浄化施設にて浄化し側溝を通じて川へ放流します。上水は市の上水道を使用します。処理場排水は浄化して川へ放流ということで、きれいな水が排水されるのか心配ですが、100PPM以下なら川へ放流しても良いことになっておるそうです。保健所の許可がおりなければ下水道へ流すということです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。今、会長の説明によりますと、処理場排水を河川へ流すということでございますが、保健所が許可しますか。

○1番（鶴田雄士君） ですから、保健所の許可が出ない場合は下水道へ流すということです。保健所が検査をした上で川へ流して良いかを判断されるということです。

○3番（川原昭雄君） それならば、農業委員会が先行していくなれば問題になりやせんですか。

○1番（鶴田雄士君） 区長さんも排水関係が心配だったようですが、排水方法を確認され、排水同意をしてあります。

○3番（川原昭雄君） 話は前後しますが、農業委員会があまり先行していきますと、

農業委員会は排水についての審議をしなかったのかということになり、農業委員会としての面子がないなと思うわけでございます。ですから、天草大王を外国へ輸出するということがテレビでありよりましたのでよかったなという思いはするわけでございますが、生き物の汚水の処理でございますので、よくよく審議をしなければ私は駄目ではないかと思うわけで意見を述べさせていただきます。

○1 番（鶴田雄士君） 施設を作り上げてから保健所の検査を受けて PPM が基準値を下回ったなら川へ流しても良いようになっております。いわゆる沈殿槽を経て、その後浄化槽を 3 段階位通して 100PPM 以下になるようにメーカーの方へはお願いしているそうです。下がらなかった場合には、下水道へ流す予定です。

○3 番（川原昭雄君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 2 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 2 番について説明します。港町の借受人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、宮地岳町の貸渡人から、宮地岳町の畑 6,823 ㎡を賃借権により借り受け転用したいというものです。なお、転用面積以外の山林等を含む総事業面積は、16,656 ㎡で、太陽光発電パネル 2,760 枚、発電量は 864 キロワットの計画となっており、経済産業省からの認定通知及び九州電力との接続承諾の通知もなされています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16 番（川峯正美君） 16 番、川峯です。2 番について説明致します。事務局説明のとおりでございますけれど、位置図は資料④の 5 条の 2 番のところとスクリーンをご覧ください。農地は 6 筆ですけれど、スクリーンのとおり耕作放棄地となっております。位置図を見ていただくと分かると思いますけれど、畑の上の方にも太陽光パネルを設置するようすけれど、ここは既に木が伐採してありまして、畑と同じような状態かそれ以上生い茂っているかという状態です。南向きで太陽光発電には最適なところであると見てきました。そして申請地の下や周囲の山林も貸渡人所有であり、他人には迷惑掛からないということです。右手に水路を設置するというので地区の区長さんの同意書も添付してあります。場所は

宮地岳町を通る国道 266 号線の西側になります。864 キロワットということで今までで一番大きい施設かなと思います。こういう施設利用でもしないと耕作放棄は解消されていないのかなと思いました。なんら問題はないかと思います。ご審議をよろしく願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3 番について説明します。佐伊津町の借受人は個人住宅を建築するため、佐伊津町の貸渡人外 3 名から佐伊津町の畑 648 m²を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34 番（倉田喜一君） 34 番、倉田です。3 番について説明致します。借受人と貸渡人の 1 人は親子でございます。貸渡人のところに娘と息子が一緒に住んでいらっしゃるそうですので、今回娘に貸すということでございます。お父さんの土地が全体の半分程あります。残りは小さな畑の集まりになります。ここは 30 年来何も作られていないということで、杉の木の大いのがありました。場所は佐伊津町の隅田川の河口付近の高台でございます。道路から建物を建てる予定の土地まで大分高低差がありまして、蛇行しながら家までの道を作るということでございました。一番高いところは見晴らしの良いところでございました。実際使える面積は 3 分の 1 位で、ほとんど畦畔とか道にとられるということでございました。周囲に畑はありませんでしたので、影響はないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。有明町の譲受人は、資材置場及び駐車場としたいため、有明町の譲渡人から、有明町の田1,019㎡、畑125㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。4番について説明致します。場所は有明町上津浦にあります郵便局から2キロ位行ったところになります。譲受人の車庫とか事務所のすぐ隣に申請地があったというわけです。それで資材置場・駐車場が足りないということで、現在埋め立ててありますので、事務局説明のとおり始末書が添付されております。周囲からの同意ももらってあります。排水につきましては、図の右下に小川が整備されてありますので、そこに排水されるような形になっております。なんら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。五和町の譲受人は、駐車場及び道路としたいため、有明町の譲渡人から、有明町の田285㎡、畑126㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。5番について説明致します。前方のスクリーンをご覧ください。写真にありますとおりでございますけれども、申請地は有明町小島子の国道324号線の道横でございます。譲受人は五和の方で病院を経営しており、今回売買で農地を取得し駐車場及び道路を作るという計画でございます。写真に映っていますように、

里道については廃止し、付け替えて道路を作るということで、県と市と協議が済んでおります。そのため、排水については道路の側溝へ流すということで区長の同意をとってあり、なにも問題ないと思いますので協議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、太陽光発電施設を建設したいため、福岡市の譲渡人から、河浦町の畑2筆187㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。なお、転用面積以外の宅地等を含む総事業面積は、752.35㎡で、太陽光発電パネル255枚、発電量は約51キロワットの計画となっています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。6番について説明致します。福岡市在住の譲渡人の土地を売買により取得し、先ほど4条で説明させていただいたところの隣接しております。周辺に日照を遮るものがなくて、河川側に位置し、太陽光発電施設に適しております。給水・雑排水はありません。雨水は側溝を通じて川へ放流されます。なお、周囲の環境に対して砂塵等による被害を生じさせないように、クラッシャーランを敷き詰めたいと思っておられるそうです。こちら始末書が添付されており、隣接地主と地区の区長の同意ももらっておりますので、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。志柿町の譲受人は宅地拡張するため、志柿町の譲渡人から志柿町の田 27㎡を交換により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に宅地として利用しているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。7番について説明致します。場所は本渡五和農協の志柿支所から南に入ったところですが、27㎡の小さな面積ですがけれども、20数年前に交換して家の一部として使っており、相手もその分の土地を渡してあります。権利関係をはっきりさせとくということで、今回の申請に至ったそうです。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第31号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第31号について説明します。資料②の6ページからご説明致します。今回の利用権の新規設定の計画が27件、再設定の計画が22件、転賃の計画が26件、合計で75件、総面積は146,090㎡となっております。6ページ目の5番以降、農業生産法人の賃借権設定の案件が11件でございます。7ページ目の8番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の案件でございます。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が26件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、20ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませぬの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定75件につきまして

質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 32 号、非農地通知書交付申請についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②の 21 ページをご覧ください。議第 32 号の 1 番について説明します。五和町の申請人は、農地が山林化し農地に復元することが困難なため、畑 429 m²を非農地化したいというものです。「農地に該当するか否かの判断事務取扱要領」2 の「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果、「土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」、に該当すると思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27 番（山本隆久君） 27 番、山本です。1 番について説明します。申請地は、五和町御領の北東に位置します。農業委員会事務局職員 2 名と私の 3 名で現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には竹が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林と決定致します。

次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。五和町の申請人は、農地が山林化し農地に復元することが困難なため、畑 4 筆 1,705 m²を非農地化したいというものです。「農地に該当するか否かの判断事務取扱要領」2 の「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果、「土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備

が著しく困難なもの」、に該当すると思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。申請地は、五和町城河原のほぼ中心部に位置します。農業委員会事務局職員2名と私の3名で現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地の大半が雑木林で容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。

次に、城河原大久保の農地についてですが、現地の大半が竹林となっており雑木も混在している状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林と決定致します。

次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。有明町の申請人は、農地が山林化しているため、畑1,917㎡を非農地化したいというものです。非農地化取扱要領2の「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果、「土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」、に該当すると思われます。以上です

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。3番について説明します。申請地は、有明町須子北東の海岸近くに位置します。農業委員会事務局職員3名と私の4名で現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には雑木が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林と決定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。有明町の申請人は、農地が山林化しているため、畑5筆7,111㎡を非農地化したいというものです。非農地化取扱要領2の「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果、「土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」、に該当すると思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。4番について説明します。申請地は、有明町須子南東の海岸近くに位置します。農業委員会事務局職員3名と私の4名で現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には雑木が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林と決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議題33号、平成26年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

○事務局（林泰裕君） 資料⑤をご覧いただきたいと思ひます。これは4月の総会におきまして皆様方にまず25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案と26年度の目標及びその達成に向けた活動計画案ということでご説明させていただき、ご了解をいただきました。その後、市のホームページの農業委員会のページに5月の初めから6月の初めまで1ヶ月間掲載致しまして、市内の農業従事者の意見を募ったわけでございますけれども、意見は一切ございませんでした。従いまして、皆様方からご承認いただきました案をそのまま本日案としてご提案させていただきます。これをもちまして、今後一年間の活

動計画並びに 25 年度の活動の点検評価ということでご了解いただきたいと思います。内容につきましては、4 月総会の分と全く同じになっております。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして皆さんから意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ほかにご意見がないようでございますので、目標達成に向けて委員の皆様のご協力をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 農地利用形状変更届はありませんでした。許可不要転用届については、4 条で河浦町新合に農業用倉庫を建築する案件がありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 26 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 NI 松信男

署名委員 江良邦勝